

各位

第一生命リアルティアセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 牧内 克司
問合せ先 経営企画部長 佐々木 岩見
(TEL:03-6275-6701)

親会社の異動に関するお知らせ

第一生命リアルティアセットマネジメント株式会社において、親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定める親会社をいいます。以下、同じ）の異動（以下、「本異動」）が生じることとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本異動の理由および経緯

本日、第一生命ホールディングス株式会社（以下、「第一生命HD」）と、丸紅株式会社（以下、「丸紅」、第一生命HDとあわせて「両社」といいます）が、国内不動産事業の統合に関する事業統合契約および株主間契約（以下、あわせて「本契約」）を締結したことを発表しました。

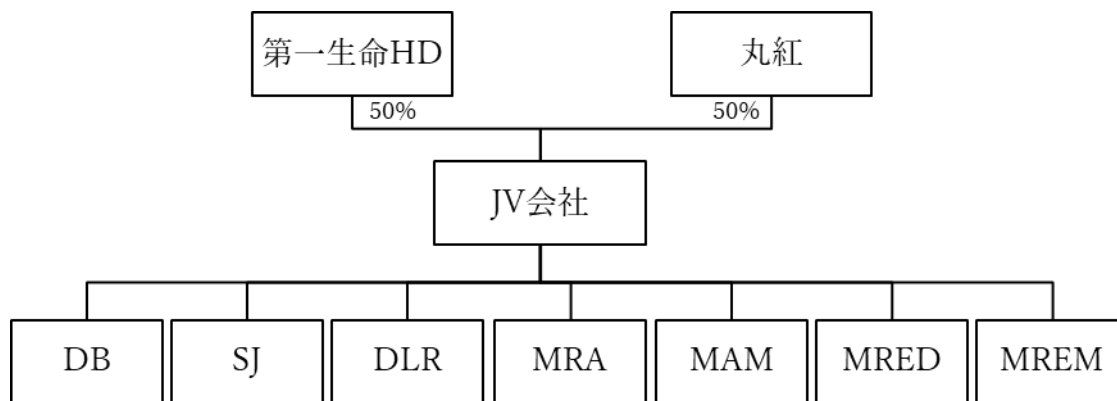
両社は、本契約を通じて、出資比率 50:50 の中間持株会社（以下、「JV会社」）傘下に、シナジーが見込まれる両社の以下の国内不動産事業※を集約します。JV会社の新たな商号は本事業統合の効力発生予定日（2025 年 7 月）までに決定する予定です。

※第一生命保険株式会社（以下、「第一生命保険」）が一般勘定で投資・運用する不動産に係る事業は本事業統合の対象外。

事業領域	第一生命HD	丸紅
アセット マネジメント事業	第一生命リアルティ アセットマネジメント株式会社 (以下、「当社」または「DLR」)	丸紅リートアドバイザーズ株式会社 (以下、「MRA」) 丸紅アセットマネジメント株式会社 (以下、「MAM」)
不動産開発・ 所有賃貸事業	相互住宅株式会社 (以下、「相互住宅」または「SJ」)	丸紅の国内不動産開発事業 丸紅都市開発株式会社 (以下、「MRED」)
プロパティ マネジメント事業	株式会社第一ビルディング (以下、「DB」)	丸紅リアルエステートマネジメント株式会社 (以下、「MREM」)

本事業統合により、第一生命HDが保有する当社の株式は全てJV会社に承継されるため、JV会社は、当社の親会社に該当することとなります。他方、第一生命HDが本事業統合によりJV会社の株式を取得した後の、第一生命HDおよび丸紅のJV会社に対する持株比率は 50.00%ずつとなる予定であり、JV会社および当社は、第一生命HDおよび丸紅いずれの子会社にも該当しないこととなりますが、第一生命HDからは、引続きスポンサーとして、当社が資産の運用を受託する「第一生命ライフパートナー投資法人」、「第一生命総合リート投資法人」（以下、あわせて「受託投資法人」）および当社に対するサポートを継続する意向である旨の報告を受けており、また、第一生命保険も引続きスポンサーとしてサポートを継続する予定であることから、当社としては、本事業統合が受託投資法人および当社に対するこれまでのスポンサーサポートに重要な影響を及ぼすことはないものと判断しております。

〈参考 本事業統合後のストラクチャー図〉



(注) 個別に記載した点および以下 2 社を除き、図表内の資本関係はいずれも持株比率 100%です。
 当社 (DLR) : JV会社 70.0%、相互住宅 30.0%
 相互住宅 (SJ) : JV会社 85.5%、DB 14.5%

2. 本異動の年月日

2025 年 7 月 1 日 (予定)

ただし、本異動の実施は、本事業統合に関する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他法令上必要なクリアランス・許認可等の取得が完了していること、その他本契約において定める前提条件が充足されることが条件となります。

3. JV会社の概要

① 名称	未定
② 所在地	東京都千代田区大手町一丁目 4 番 2 号 (予定)
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役会長／未定 代表取締役社長／未定
④ 事業内容	子会社の管理および子会社株式の保有

4. 親会社に該当しなくなる会社の概要

① 名称	第一生命ホールディングス株式会社
② 所在地	東京都千代田区有楽町一丁目 13 番 1 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 C E O 菊田 徹也
④ 事業内容	(1) 生命保険会社、損害保険会社その他の保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理 (2) 前号の業務に付帯する業務 (3) 前二号に掲げる業務のほか、保険業法により保険持株会社が行うことができる業務

5. 当社の議決権所有割合

(1) 本異動前

第一生命HD	70.0%
相互住宅	30.0%

(2) 本異動後

JV会社	70.0%
相互住宅	30.0%

6. 今後の見通しについて

本日現在、当社の事業内容について変更の予定はありません。今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

7. その他

本件に関しましては、金融商品取引法、宅地建物取引業法その他適用ある法令・規則に従い、必要な届出等の手続きを行います。

以上